

スポーツを通じた地域活性化に
関する連携協定書

霧 島 市

ソニーセミコンダクタ
マニュファクチャリング株式会社



中重真一



代表取締役社長

スポーツを通じた地域活性化に関する連携協定書

霧島市（以下「甲」という。）とソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が保有するハンドボールチームである『ブルーサクヤ鹿児島』の活動にかかる連携協力により、スポーツを通じた地域活性化の取り組みを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、ブルーサクヤ鹿児島の活動について、密接な連携と協力することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、もってスポーツを通じた地域活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事業について連携して取り組むものとする。

- (1) 桒志田体育館（国分体育館）の優先申込及び利用
- (2) 市広報誌等での試合開催告知支援等
- (3) 市イベント等への選手派遣
- (4) 試合会場における市の特産・観光等のPRブース設置
- (5) 市民のスポーツ振興を目的としたハンドボール教室等の開催
- (6) その他甲及び乙が協議して必要と認めること

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承認を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和7年1月13日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからの特段の申出がない場合は、本協定は自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

（協定の解約）

第5条 甲及び乙のいずれかが本協定の解約を申し出た場合は、甲及び乙間で協議の上、本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第6条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和7年1月13日

甲 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市長

中重真一



乙 熊本県菊池郡菊陽町大字原水4000番地1

ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社

鹿児島TEC長

松岡直臣

